別表第１の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

| | 期間 | 勤務先・職務内容 |
|---|---|---|
| 職歴 | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| 住所歴 | 期間 | 住所 |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |

備考

一　○印は、技能講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国民健康保険被保険者証の提示をすることにより当該書類に記載すべき事項を確認することができる者（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国民健康保険被保険者証の提示をすることにより当該書類に記載すべき事項を確認することができる者にあつては、当該書類）の提示をすることに代えることができる。

二　「講習」とは、法第五十七条の三第一項の規定による講習をいい、「講習修了証明書」とは、法第五十七条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三　「合格証明書」とは、法第五十七条の二第二項の合格証明書をいい、「教習修了証明書」とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四　「技能講習」とは、法第五十七条の三第一項の規定による技能講習をいい、「技能講習修了証明書」とは、法第五十七条の三第二項の技能講習修了証明書をいう。

五　「免許」とは、法第六十一条第一項の免許をいい、「免許証」とは、法第六十一条の二第一項の免許証をいう。

六　「免許試験」とは、法第七十一条第一項の免許試験をいい、「技能検定」とは、法第七十六条第一項の技能検定をいう。

七　「ボイラー」とは、法第四十一条第二項のボイラーをいい、「ボイラー取扱作業主任者」とは、法第六十一条第一項の規定により当該ボイラーの取扱作業主任者の免許を受けた者をいう。

八　「クレーン」とは、法第四十一条第二項のクレーンをいい、「クレーン運転士」とは、法第六十一条第一項の規定により当該クレーンの運転の業務に係る免許を受けた者をいう。

九　「移動式クレーン」とは、法第四十一条第二項の移動式クレーンをいい、「移動式クレーン運転士」とは、法第六十一条第一項の規定により当該移動式クレーンの運転の業務に係る免許を受けた者をいう。

十　「デリック」とは、法第四十一条第二項のデリックをいい、「デリック運転士」とは、法第六十一条第一項の規定により当該デリックの運転の業務に係る免許を受けた者をいう。

十一　「エックス線作業主任者」とは、法第六十一条第一項の規定により当該エックス線装置又はガンマ線装置を使用して行う透過写真の撮影の作業に係る免許を受けた者をいう。

十二　「ガンマ線透過写真撮影作業主任者」とは、法第六十一条第一項の規定により当該エックス線装置又はガンマ線装置を使用して行う透過写真の撮影の作業に係る免許を受けた者をいう。

十三　「特定化学物質作業主任者」とは、法第十四条の特定化学物質作業主任者をいい、「特定化学物質」とは、法第二条第三項の特定化学物質をいう。

十四　「鉛作業主任者」とは、法第十四条の鉛作業主任者をいい、「鉛」とは、法第二条第三項の鉛をいう。

十五　「有機溶剤作業主任者」とは、法第十四条の有機溶剤作業主任者をいい、「有機溶剤」とは、法第二条第三項の有機溶剤をいう。

十六　「酸素欠乏危険作業主任者」とは、法第十四条の酸素欠乏危険作業主任者をいい、「酸素欠乏症」とは、法第二条第三項の酸素欠乏症をいう。

十七　「高圧室内作業主任者」とは、法第十四条の高圧室内作業主任者をいい、「高圧室内作業」とは、法第二条第三項の高圧室内作業をいう。

十八　「ガス溶接作業主任者」とは、法第十四条のガス溶接作業主任者をいい、「ガス溶接」とは、法第二条第三項のガス溶接をいう。

十九　「林業架線作業主任者」とは、法第十四条の林業架線作業主任者をいい、「林業架線」とは、法第二条第三項の林業架線をいう。

二十　「木材加工用機械作業主任者」とは、法第十四条の木材加工用機械作業主任者をいい、「木材加工用機械」とは、法第二条第三項の木材加工用機械をいう。

二十一　「プレス機械作業主任者」とは、法第十四条のプレス機械作業主任者をいい、「プレス機械」とは、法第二条第三項のプレス機械をいう。

二十二　「乾燥設備作業主任者」とは、法第十四条の乾燥設備作業主任者をいい、「乾燥設備」とは、法第二条第三項の乾燥設備をいう。

二十三　「コンクリート破砕器作業主任者」とは、法第十四条のコンクリート破砕器作業主任者をいい、「コンクリート破砕器」とは、法第二条第三項のコンクリート破砕器をいう。

二十四　「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」とは、法第十四条の地山の掘削及び土止め支保工作業主任者をいい、「地山の掘削及び土止め支保工」とは、法第二条第三項の地山の掘削及び土止め支保工をいう。

二十五　「ずい道等の掘削等作業主任者」とは、法第十四条のずい道等の掘削等作業主任者をいい、「ずい道等の掘削等」とは、法第二条第三項のずい道等の掘削等をいう。

二十六　「ずい道等の覆工作業主任者」とは、法第十四条のずい道等の覆工作業主任者をいい、「ずい道等の覆工」とは、法第二条第三項のずい道等の覆工をいう。

二十七　「採石のための掘削作業主任者」とは、法第十四条の採石のための掘削作業主任者をいい、「採石のための掘削」とは、法第二条第三項の採石のための掘削をいう。

二十八　「はい作業主任者」とは、法第十四条のはい作業主任者をいい、「はい作業」とは、法第二条第三項のはい作業をいう。

二十九　「船内荷役作業主任者」とは、法第十四条の船内荷役作業主任者をいい、「船内荷役作業」とは、法第二条第三項の船内荷役作業をいう。

三十　「型わし支保工の組立て等作業主任者」とは、法第十四条の型わし支保工の組立て等作業主任者をいい、「型わし支保工の組立て等」とは、法第二条第三項の型わし支保工の組立て等をいう。

三十一　「足場の組立て等作業主任者」とは、法第十四条の足場の組立て等作業主任者をいい、「足場の組立て等」とは、法第二条第三項の足場の組立て等をいう。

三十二　「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」とは、法第十四条の建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者をいい、「建築物等の鉄骨の組立て等」とは、法第二条第三項の建築物等の鉄骨の組立て等をいう。

三十三　「鋼橋架設等作業主任者」とは、法第十四条の鋼橋架設等作業主任者をいい、「鋼橋架設等」とは、法第二条第三項の鋼橋架設等をいう。

三十四　「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」とは、法第十四条のコンクリート造の工作物の解体等作業主任者をいい、「コンクリート造の工作物の解体等」とは、法第二条第三項のコンクリート造の工作物の解体等をいう。

三十五　「コンクリート橋架設等作業主任者」とは、法第十四条のコンクリート橋架設等作業主任者をいい、「コンクリート橋架設等」とは、法第二条第三項のコンクリート橋架設等をいう。

三十六　「第一種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の第一種圧力容器取扱作業主任者をいい、「第一種圧力容器」とは、法第二条第三項の第一種圧力容器をいう。

三十七　「特定第一種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の特定第一種圧力容器取扱作業主任者をいい、「特定第一種圧力容器」とは、法第二条第三項の特定第一種圧力容器をいう。

三十八　「第二種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の第二種圧力容器取扱作業主任者をいい、「第二種圧力容器」とは、法第二条第三項の第二種圧力容器をいう。

三十九　「普通第一種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の普通第一種圧力容器取扱作業主任者をいい、「普通第一種圧力容器」とは、法第二条第三項の普通第一種圧力容器をいう。

四十　「普通第二種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の普通第二種圧力容器取扱作業主任者をいい、「普通第二種圧力容器」とは、法第二条第三項の普通第二種圧力容器をいう。

四十一　「特定第二種圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の特定第二種圧力容器取扱作業主任者をいい、「特定第二種圧力容器」とは、法第二条第三項の特定第二種圧力容器をいう。

四十二　「小型圧力容器取扱作業主任者」とは、法第十四条の小型圧力容器取扱作業主任者をいい、「小型圧力容器」とは、法第二条第三項の小型圧力容器をいう。

四十三　「ボイラー（小型ボイラーを除く。）取扱作業主任者」とは、法第十四条のボイラー（小型ボイラーを除く。）取扱作業主任者をいい、「小型ボイラー」とは、法第二条第三項の小型ボイラーをいう。

四十四　「小型ボイラー取扱作業主任者」とは、法第十四条の小型ボイラー取扱作業主任者をいい、「小型ボイラー」とは、法第二条第三項の小型ボイラーをいう。

四十五　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱作業主任者」とは、法第十四条のボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱作業主任者をいい、「小型ボイラー」とは、法第二条第三項の小型ボイラーをいい、「小型圧力容器」とは、法第二条第三項の小型圧力容器をいう。

四十六　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）」とは、法第二条第三項のボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）をいう。

四十七　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能者」とは、法第六十一条第一項の規定により当該ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）の取扱いの業務に係る免許を受けた者をいう。

四十八　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習」とは、法第六十一条第一項の規定により当該ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）の取扱いの業務に係る免許を受けようとする者に対し行う講習をいう。

四十九　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習修了証明書」とは、ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習を修了した者に対し交付する証明書をいう。

五十　「ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習修了証明書を提示することを要しない。」とは、ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習を修了した者であつて、同号の災害により法第四十二条第一項第一号の規定により当該ボイラー（小型ボイラー及び小型圧力容器を除く。）取扱技能講習修了証明書を提示することができないやむを得ない事情を明らかにしたものをいう。

別表第１の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

| | 期間 | 勤務先・職務内容 |
|---|---|---|
| 職歴 | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| 住所歴 | 期間 | 住所 |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |
| | 年　月　から<br>年　月　まで | |